

幸せます会議実施要領

令和2年3月24日制定

(趣旨)

第1条 この要領は、地域ケア会議推進事業実施要綱（以下「要綱」という。）第3条第1項第1号に規定する個別地域ケア会議のうち、自立支援型地域ケア会議に相当する幸せます会議（以下「会議」という。）をICFの視点を活用し、効果的に実施することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領における用語は、介護保険法、要綱及び防府市介護予防・日常生活支援総合事業の第1号介護予防支援事業に関する基準の例による。

(会議の目的)

第3条 この会議の目的は、要綱第2条に定めるもののうち、次のものとする。

- (1) 医療および介護の専門職や地域住民等が介護予防・自立支援に関わる共通認識を持ち合い、お互いが持つ技術等を共有すること
- (2) ケアマネジャーに対する各種サービスや社会資源情報に関する支援
- (3) 地域課題の把握及び共有と生活支援コーディネーターに対する社会資源の確保に関する支援

(会議の開催)

第4条 会議は、市が各圏域の地域包括支援センターに開催を依頼し、自立支援コーディネーターを中心に、次の方法で開催するものとする。

- (1) 参加者は、要綱第4条第1項により協議案件によって地域包括支援センター長が選定するが、参加を希望する者を拒まないものとする。また、会議にはアドバイザー等の役職を設置せず、各出席者が同じ立場で参加するものとする。
- (2) 会議の見学は自由とし、見学者も要綱第9条に定める関係者とみなす。
- (3) 会議は、ケーススタディとして実施し、支援方法の決定は行わない。また、協議内容は対象者のケアマネジメントを拘束するものではない。
- (4) ケーススタディにふさわしい事例は、社会資源の活用により暮らしを支える方法を議論できる事例とする。
- (5) 各地域包括支援センターは、会議の開催にあたり会議の趣旨を説明し、

提供した事例に関する必要な情報を参加者に説明するとともに、会議を進行する。

- 2 会議の開催日時や開催場所は、防府市のホームページで周知する。
- 3 会議の開催回数などの開催に必要な事項は、市と地域包括支援センターの協議によって決定する。

(検討事例に必要な内容)

第5条 検討する事例に必要な情報は、対象者の個人因子、環境因子、医療情報及び各種介護サービス等の利用情報のほか、次のものを参加者に示すものとする。

- (1) 対象者が自分らしく暮らしていた元の生活の状況と、それを支えていた社会資源に関すること
- (2) 対象者の現在の暮らしの状況と、元の生活から失ったものに関すること
- (3) 対象者の目指す暮らしに関すること

(議論の方法)

第6条 会議での議論は、健康状態の改善方法だけに着目せず、次の方法により行うものとする。

- (1) 対象者の元の生活を支えた社会資源をもとに、現在の暮らしに至った原因について考察すること
- (2) 現在の暮らしを目指すべき暮らしへと導くものが必要なサービスであると考え、特定のサービスにとらわれず、柔軟な発想で議論すること
- (3) 廃用症候群からの脱却と予防を支援の中心として、対象者の活動量の増加が期待できる生活支援の方法を議論すること
- (4) 対象者の社会参加を促すことを目的に、個人因子や環境因子に着目し、社会資源を活用した適切な支援の方法を議論すること
- (5) 参加者の専門職としての意見だけでなく、それぞれが生活者としての視点からの意見を出し合うこと

附 則

この要領は、令和2年3月24日から施行する。